



# 佐賀県公報

平成19年  
4月2日  
(月曜日)  
第12886号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定介護予防

サービス事業所の名称の変更 (一九一・長寿社会課)

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称の変更 (一九二・ )

○救急業務に関し協力する旨の申出の撤回 (一九三・医務課)

## 雑報

○佐賀県災害対策本部規程の一部改正 (佐賀県災害対策本部)

## 正誤

○平成十九年二月七日付け佐賀県公報第一二八六三号中訂正 (総務法制課)

## ○告示

### ◎佐賀県告示第九十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条及び第一百五十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十九年四月二日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	新	名称	所在地	変更年月日
	旧	名称		
訪問介護及び介護予防訪問介護	二チイケアセンター唐津	唐津市東新興町二八九三番地	一	平成一九・四・一
	アイリスケアセンター唐津			

### ◎佐賀県告示第九十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十九年四月二日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	変更年月日
	名称	
新	二チイケアセンター唐津	唐津市東新興町二八九三番地
旧	アイリスケアセンター唐津	平成一九・四・一

### ◎佐賀県告示第九十三号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成十九年四月二日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	開設者
医療法人誠晴會 納富病院	鹿島市大字高津原四三二〇番地の一	医療法人誠晴會

## ○雑報

佐賀県災害対策本部規程(昭和三十八年六月十三日)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二日

佐賀県災害対策本部長 古川 康

第一条中「第五条」を「第六条」に改める。

第二条中「及び出納長」を削る。

第五条中「別表第一のとおりとする」を「別に定める」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 対策部長、対策副部長、班長及び副班長は、別に定める者をもつて充てる。第六条第二項中「別表第二のとおりとする」を「別に定める」に改め、同条第三項中「出先機関」を「現地機関」に改め、同条第五項中「防災の」を「災害対策に関する」に改める。

第七条の見出しを「(現地災害対策本部)」に改め、同条中「災害対策現地本部」を「現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)は、副本部長をもつて充てる。

3 前二項に定めるもののほか、現地本部の組織等に関し必要な事項は、本部会議及び対策部の組織に準じ、現地本部長が定め、本部長に報告するものとする。

第八条中「連絡協議」を「連携」に改める。  
別表第一及び別表二を削る。

○ 正 誤

平成十九年二月七日付け佐賀県公報第一二八六三号中訂正

1		頁
上段 右から三行目	六五	誤
上段 左から十五行目	六十五	正

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年四月二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷